

全高長 第 61 号
平成29年10月10日

文部科学省生涯学習局
政策課長様

全国高等学校長協会
会長 宮本久也
(公印省略)

第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過報告に対する意見書

「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過報告」に対して、下記の通り意見を述べる。本協会からは第3期教育振興基本計画に対して本年2月に「基本的な考え方」に対する意見書を提出しており、今回の「審議経過報告」に対する見解も内容的にはほぼ同様の意見であることから、2月に述べた内容を再度記入することは極力控え、意見として付け加える部分を中心に述べる。

記

1 「短期的視点での結果追求のみにならないように留意」することの重要性について
「Ⅲ 2030年以降の社会を展望した教育施策の重点項目」p17の(1)に「教育の成果をこれまで以上に重視するとともに、教育のプロセスに関する情報公開や実質的な質保証を充実」とあり、これの具体的な表現として第1部「我が国における今後の教育施策の方向性」の「Ⅳ 今後の教育施策に関する基本的な方針」p18に「客観的な根拠(エビデンス)に基づくPDCAサイクルの確立を更に進めていくことが必要」との記載がある。この具体的な内容として、第2部「今後5年間の教育施策の目標と施策群(案)」において「測定指標及び参考指標」がそれぞれ示されているものとする。

このことが、国家政策、特に財政施策の立案内容を国民に納得させるためには重要な事柄であることは理解できる。しかし教育に携わってきた者の経験に鑑みると、教育活動による生徒への効果には速効性のものと遅効性のものがあると捉えている。また、成果が数値で計測しやすいものと計測しにくいものがあるとも感じている。更に、人格形成に関する本質的な資質育成の多くの部分は、遅効性でその評価が数値化しにくい傾向にあるとも感じている。「客観的な根拠(エビデンス)に基づくPDCAサイクルの確立」の必要性は認識するものの、デジタル化しやすく速効性のある教育効果のPDCAサイクルのみに世間の注目が集まると、本質的な部分を多く含むデジタル化しにくい遅効性のあ

る教育効果が軽視される危険性を感じる。言い換えれば、学校における教育という限られた時間の中で、外部に対してどちらかという目立つ教育内容に重点が置かれ、本質的でありながら目立ちにくい教育部分に時間が割られないという事態は避けなければならない。そこで、p 18に記載がある「短期的視点での結果追求のみにならないように留意」することが肝要である。

2 「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進」について

p 19の「初等中等教育段階における、2030年以降の社会の在り方を見据えた育成すべき資質・能力」に関する記載の中に、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）の推進」がある。この中の対話的な視点からの授業改善については、昨今のスマートフォン等の普及による生徒同士の会話減少を見るにつけ、喫緊の課題であると認識している。しかるに、主体的・対話的で深い学びを重視した授業は、知識・技能中心の授業に比べて授業の時間的効率が低下する可能性を否定できないことから、学習指導要領内容の精選等と並行して実施することが現実的であると考えられる。

また、教員1人が個々の生徒の実態を的確に把握しつつ、きめ細やかな授業を行うためには、対応する生徒数に自ずと限界が生ずることから、1クラスの生徒定員数減等の施策の並行実施が必要である。

3 「ICTを活用した教育の推進」について

p 16に「ICT活用力を含めた基盤的な能力の育成」が謳われ、p 17には「ICTを主体的に使いこなす力」の重要性が述べられている。

今後、ICTの利活用は更に進展していくと考えられることから、ICTを正しく使いこなすための教育、ICTを用いた授業設計が更に必要となることは明白な事実であり、その実現には教員の技術力向上と共に各学校に対する施設設備投資が必要不可欠な要因となる。このことは、p 17の(3)にある「どの地域においても教育へのアクセスや価値創造に向けた知的基盤が確保されるような仕組み」作りにも共通する要因である。このためにも、各都道府県及び各学校に対する財政的な基盤作りを国として進めることが、この施策実行には肝要である。

4 「教育政策推進のための基盤整備」について

今回の「審議経過報告」の内容で「基本的な考え方」と大きく変わった部分が、「基本的な考え方」に記載されていた「Ⅲ. 国民・社会の理解が得られる教育投資の充実・教育財源の確保」の項目立てがなされなかったことである。

今回の「審議経過報告」に記されている施策実行は、管理職や教員を始めとする教育

実践に携わる者の力量向上や努力に関わる面も大きいものの、それを支える財政的な支援措置が実質的な効果向上には必要不可欠である。特に、主体的・対話的で深い学びの視点からのきめ細かな教育の実施においては、1人の教員が担当する生徒数が教育効果の面で大きな影響を与えることは衆知の事実であると考えられる。このことから、施策の実施には教員定数の拡大、1クラス生徒定数の縮小等が求められる。また、p 62にある「高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上」にも教員のきめ細かな配置等、財政的な支えが必要である。更に、3で述べたICT教育環境の整備や校舎の耐震化促進等にも国家予算による支援が必要となる。

別の観点では、p 9にある「子供の貧困など社会経済的な課題」への対応が、今後の日本社会の安定化には重要な要素となる。この表題が「基本的な考え方」の記載されていた「子供の貧困など格差の固定化」という具体的な表現から「子供の貧困など社会経済的な課題」と一般化された表現となり、インパクトが薄れた感がある。内容では、「家庭の社会経済的背景と子供の学力には相関関係が見られる」とし、「子供の貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、2030年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性がある」と的確な表現が使われている。この課題に対しては、大学入試等の受験結果がそれまでの子供への投資額によって左右されることのないように、試験内容や形態への配慮が必要であると共に、国家財政的な面においても家庭の社会経済的背景等に十分に比重をかけた支援措置策の更なる充実が必要である。この面でp 59に示されている「測定指標候補」は適切であると考えられる。

5 「高等教育」に関する記載について

今回の「審議経過報告」では「基本的な考え方」の記載内容と比べて、「高等教育」に関する内容の記載が詳細になった印象を受ける。高等学校関係者としては、高等教育が充実することは望ましいことである。特に、アドミッション・カリキュラム・ディプロマの3つのポリシーを更に明確にすることは、進学する生徒にとって大学の教育内容が分かりやすくなったという面で評価する。

大学関係者等からは「学問の自由」への影響を危惧する指摘もあるようであるが、カリキュラムポリシーに含まれる「講義における指導内容の任意性」は基本的な共通部分を満たせば今後も担保されるものと考えおり、今回の施策内容の根本は高等教育機関の運営・経営に関する内容であると捉えている。進学する生徒のために、各高等教育機関が入学選考基準、講義内容等の明確化や運営・経営内容の可視化等を一層促進されることを願うものである。